

鳥取県監査委員公告第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による行政監査を執行したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり公表する。

平成21年2月9日

鳥取県監査委員 山本 光 範
鳥取県監査委員 米 田 由起枝
鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
鳥取県監査委員 山 根 眞知子
鳥取県監査委員 伊 藤 保
鳥取県監査委員 稲 田 寿 久

第1 監査の概要

1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法（以下「法」という。）第199条第2項の規定に基づき、監査委員が、その地方公共団体の事務の執行が適確に行われているかについて実施するものである。

本県においては、毎年度特定の課題を選定してこの監査を実施しているところである。

2 監査対象事務

特別会計の運営等に係る事務について

3 監査対象事務の選定理由

特別会計は設置後に相当の年数を経過しているものが多く、設置目的に沿って適切かつ効率的に運営されているか、社会経済情勢の変化も踏まえて今後とも特別会計を存続していく必要があるか、将来計画は適切なものであるか等を監査し、県財政の適切かつ効率的な運営に資することとした。

4 実施期間

平成20年8月から同年11月までの間に実施した。

5 監査の対象及び対象機関

(1) 監査の対象

平成19年度の特別会計15会計のうち、貸付事業に係る6会計並びに給与及び公債費の経理を円滑化・明確化するための2会計を除いた、次の7会計（特別会計の名称の鳥取県は省略する。以下同じ。）の運営等に係る事務

ア 用品調達等集中管理事業特別会計

イ 収入証紙特別会計

ウ 県営林事業特別会計

エ 県営境港水産施設事業特別会計

オ 県立学校農業実習特別会計

カ 天神川流域下水道事業特別会計

キ 港湾整備事業特別会計

(2) 監査対象機関 8機関

監査の対象となる特別会計を所管する機関

6 実施方法

監査対象となる8機関すべてに監査調書の提出を求め、関係書類と現場の状況を調査し、関係者の説明を聴取するなどの方法により実地監査を行った。

(1) 監査実施機関 8機関

総務部2機関、生活環境部1機関、農林水産部3機関、県土整備部1機関、教育委員会1機関

(2) 実地監査を行った機関 8機関

ア 知事部局 7機関

[総務部] 指導管理課、集中業務課

[生活環境部] 水・大気環境課

[農林水産部] 林政課、水産課、境港水産事務所

[県土整備部] 空港港湾課

イ 教育委員会 1機関

教育環境課

7 監査の着眼点

- (1) 特別会計が設置目的に沿って運営されているか
- (2) 一般会計とは適切に区分して経理されているか
- (3) 事業見通しを踏まえて効率的に運営されているか
- (4) 特別会計を存続していく必要性はあるか
- (5) 運営の将来計画は適切な内容であるか

8 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員	やま	もと	みつ	のり
	山	本	光	範
監査委員	よね	た	ゆき	え
	米	田	由起	枝
監査委員	い	ぎ	たか	し
	伊	木	隆	司
監査委員	やま	ね	ま	ち
	山	根	真	知子
監査委員	い	とう	たもつ	
	伊	藤	保	
監査委員	いな	た	とし	ひさ
	稲	田	寿	久

第2 監査結果及び監査意見

1 総括的事項

特別会計は、法第209条第2項の規定に基づき、地方公共団体が特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができることとされている。

今回監査を行った7つの特別会計については、鳥取県特別会計条例（平成19年鳥取県条例第9号。以下「条例」という。）に基づき設置され、一般会計と区分して経理されているものである。

[監査結果]

各特別会計は、いずれも条例に規定する設置目的等に基づいて運営されており、一般会計との経理も適切に区分して行われていた。

しかし、事業の効率的運営等の観点からみれば、「2 各特別会計の運営等の状況」に記載するとおり、各特別会計ごとに改善すべき課題が見受けられた。

[監査意見]

各特別会計は、いずれも設置目的のとおり適切に運営されており、現状をみる限りにおいては、特に廃止すべきと判断されるものはなかった。

今後、各特別会計の運営等に当たっては、それぞれの特別会計が持つ課題の改善に向けて、一層の取組に努められたい。

2 各特別会計の運営等の状況

(1) 用品調達等集中管理事業特別会計について

特別会計の概要

- ・ 用品調達等集中管理事業特別会計の設置目的は、「規則で定める用品の調達その他規則で定める事務の集中管理事業の円滑な運営及びその経理の適正化を図ること。」とされている。
- ・ 監査対象としたのは、用品調達等集中管理事業特別会計のうち用品調達事業（石油製品及び一部の事務用品に限る。）、集中管理事業（複合コピー機使用料に限る。）及び自動車管理事業である。

- ・ 用品調達事業については、電子システムにより発注事務が一元管理されている。
- ・ 集中管理事業については、メンテナンスを含めた契約で一般競争入札が行われている。
- ・ 自動車管理事業については、リースになじまない特殊な車両を除いて、全てリース契約が行われている。
- ・ 総合事務所や県外事務所等においても庁用燃料等の支払事務、総合事務所が管理する自動車の購入やリース、燃料費等に関する事務、パーソナルコンピュータに関する一括調達支払事務等の整理が適宜行われ集約化が進んでいる。

[監査結果]

ア 事業の効率的運営について

本特別会計は、用品調達等の事務を集中化することにより適切かつ効率的に事務が執行できるよう経理するために設けられた会計である。

本特別会計の収入は、石油製品及び一般事務用品の購入並びに複合コピー機及び公用車のリース実績に応じた金額を一般会計から事業収入しているものである。

一括調達により、落札価格が低下傾向にあり経費の節減に寄与している。

支出は、毎年度の一般会計の予算の状況により変動するため、用品調達に係る長期計画はない。

(ア) 用品調達事業

石油製品の調達については、鳥取県用品調達等集中管理事業事務取扱規程の「庶務集中局長は、購入する石油製品について、中小企業等協同組合法に規定する組合に見積らせるものとする。」の規定に基づき、従来から鳥取県石油協同組合（以下「石油組合」という。）との随意契約で行われている。

当該年度の予定価格は、前年度3月の給油所石油製品市況調査を元に算定され、石油組合から見積書を徴取して契約手続が行われている。

契約期間は4月1日から年度末までの1年間であり、市場価格の変動に対応して、一定の価格変動があった場合は、適宜に変更契約を締結している。

事務用品の選定については、毎年10月頃の選定会議で各課等の要望を聞き、用品の種類、交付時期等にその結果を反映させている。また、緊急に必要な用品が生じた場合には、要望に沿うよう努力されている。

(イ) 集中管理事業（複合コピー機使用料）

平成17年度から一般競争入札による一括調達（契約期間3年間）の導入により、契約額は低廉化している。

平成19年度決算額（約1億3,200万円）は、一括調達導入前の平成16年度決算額（約3億6,700万円）と比較して、支出額が3分の1近くまで大幅に減少している。

平成20年度からは契約期間を4年間に延長するなど、契約手続の省力化やコスト削減に向けた取組が進められている。

(ウ) 自動車管理事業（公用車リース）

平成17年度までは運転士が運転する公用車のみを集中管理していたが、平成18年度には本庁各課が個別に管理していた職員自らが運転する公用車も集中管理に加えた。さらに、平成19年度は総合事務所が個別に管理していた公用車を集中管理に加えたことにより、歳入及び歳出とも大幅に増加した。

平成19年7月からは、総合事務所及び地方機関の公用車のうち可能なものはリース化が行われており、現在リース化されていないものは、国庫補助金で購入した車両やリースに適していない大型車両等のみとなっている。

平成19年度末時点での繰越額は、約3億円と多額になっている。

イ 存続の必要性等について

一般競争入札に伴い資本力のある業者による寡占化が生じて県内中小業者の経営に過度な支障が生じ

ることのないように留意する必要があるが、集中業務課又は指導管理課において一括調達購入又はリースを行うことで、各課等の契約事務の省力化やコスト削減につながっており、現在のところ特に事業運営上の問題は無い。

[監査意見]

多額となっている自動車管理事業の繰越額については、各課等に割り当てる公用車使用単価の引き下げを行ったり、一定規模以上の繰越額は一般会計へ繰り出す基準を設けるなどして、適正な額とするよう検討されたい。

(2) 収入証紙特別会計について

特別会計の概要

- ・ 収入証紙特別会計の設置目的は、「収入証紙の売りさばき及び収入証紙による収入を適正に運営すること。」とされている。
- ・ 各課等から収入証紙特別会計を所管している指導管理課への上半期及び下半期ごとの収入証紙状況報告（自動車税及び自動車取得税は毎月の証紙収入調書による報告）を受けて、収入証紙申請額を収入証紙特別会計から一般会計へ繰り出している。
- ・ 収入証紙の元売りさばき人は、県の指定金融機関である株式会社山陰合同銀行（以下「山陰合銀」という。）が指定されている。

また、収入証紙小売りさばき人（以下「小売りさばき人」という。）は、金融機関、団体及び個人が県内238か所で指定されているが、その大部分は金融機関である。（平成21年1月1日現在）

- ・ 平成19年7月には、県外の申請者等の利便性を図るため、本来、収入証紙により徴収することとなっている歳入であっても、県外者等の収入証紙を購入することが困難な者に対しては、納入通知書による方法等により徴収できるようにしたところである。
- ・ 小売りさばき人が収入証紙の仕入れ時に元売りさばき人に支払う額と証紙券面額との差額が小売りさばき人に対する手数料となっている。

[監査結果]

ア 事業の効率的運営について

小売りさばき人の指定は、指定期間に定めがなく、小売りさばき人から廃止届が提出されない限り継続的に継続される。

本県の小売りさばき手数料は、証紙券面額の3.15パーセントと定められており、中国・四国地区の他県においても同様の率となっているところが多い。

収入証紙を貼付した申請書類を提出する機関の近隣には、金融機関、総合事務所や警察署の庁舎内に入居している団体などが小売りさばき人に指定されている。

また、小売りさばき人の廃止届があった場合は、必要な箇所には新たに指定し、県民の利便性が図られている。

県民が身近に利用する金融機関は営業時間が限られており、営業時間外にも対応するため、金融機関以外にも小売さばき人の指定を働きかけているが、新規の指定には至らない場合もある。

収入印紙と収入証紙を間違えて購入した者などに還付する償還金が近年増加傾向にあり、平成19年6月に小売りさばき人等に対し、取扱いについての注意喚起の通知がされた。小売りさばき人への通知に際し、店舗廃止等により実質的に機能していない小売りさばき人が判明し、廃止手続が行われた。

指導管理課では、元売りさばき人である山陰合銀からの取扱額の報告を受けて会計処理を行っているが、小売りさばき人の実態については把握していなかった。

イ 存続の必要性等について

申請者等にとっては、事前に小売りさばき人から収入証紙を購入しないといけないなどの不便な点もあるが、収入証紙の必要な各種申請等について、申請先機関の近くに小売りさばき人が指定してあり、また、申請書類等を郵送できるなどの便利な面もあることから、利便性が高いと考えられ、特別会計を存続する必要性は高いと思われる。

なお、職員にとっても、直接、現金を取り扱う危険性や煩雑さがなくなり、事務の効率化や簡素化につながっている。

[監査意見]

収入証紙は、小売りさばき人が全て買い取るため、小売りさばき人の活動の有無による証紙収入への影響はないが、県民が必要とする場所で収入証紙の取扱いが適切に行われているかについては、適宜、把握しておく必要がある。

については、小売りさばき人の状況を定期的に照会するなどして常に把握するように努め、適正な管理を行われたい。

収入証紙は収入印紙と混同されやすいため、収入証紙による申請等に慣れていない県民に対して引き続き十分な注意喚起を行われたい。

(3) 県営林事業特別会計について

特別会計の概要

- ・ 県営林事業特別会計の設置目的は、「県営林事業の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。」とされている。
- ・ 県営林には、県の所有地に立木を植栽してその管理を行う「県有林」及び第三者の所有地に県が立木を植栽してその管理を行っている「県行造林」の2種類があり、その概要は表1のとおりである。
- ・ 県有林は、板井原県有林、富沢県有林、大山県有林、浜坂県有林、関金県有林、羽衣石県有林、東大山県有林（県民の森）及び海岸砂地県有林（鳥取、気高、北条、米子、境港）がある。
板井原県有林（日野郡日野町板井原地内）及び富沢県有林（八頭郡智頭町富沢地内）は、成長した立木を伐採して収入することを目的として管理が行われている。その他の県有林は、自然環境保全及び防災対策等の目的で管理が行われている。
- ・ 県行造林は、昭和21年から昭和43年にかけての戦後復興の高度経済成長の中で、木材需要の拡大を前提に収益の確保を見込んで、県と地権者で地上権を設定して森林資源の造成を図り森林経営を行ってきたものであり、主として50年満期で木材売却益を分配する分収造林契約を結んでいる。木材売却益を分配する分収割合は、原則として県が6割、地権者が4割となっている。

表1 県営林の概要

(平成19年3月31日現在)

種別	名 称	面 積 (㎡)	材 積 (㎥)
県 有 林	板井原県有林	5,372,215	137,898
	富沢県有林	2,186,000	43,945
	大山県有林	852,972	16,891
	浜坂県有林	51,995	1,382
	関金県有林	38,200	970
	羽衣石県有林	16,669	259
	東大山県有林（県民の森）	1,322,398	20,300
	海岸砂地県有林（鳥取、気高、北条、米子、境港）	379,850	10,827
	小 計	10,220,299	232,472
県 行 造 林	西郷県有林（北村部落法人所有）	2,433,809	58,976
	県行造林	34,666,955	1,024,816
	パルプ資源林	3,476,980	101,245
	部 分 林	162,873	4,388
	小 計	40,740,617	1,189,425

合 計	50,960,916	1,421,897
-----	------------	-----------

[監査結果]

ア 事業の効率的運営について

林業を取り巻く状況は、外材の輸入拡大や国産材の需要の落ち込みなどから木材価格が低迷し、立木の販売価格が伐採・搬出費を下回り収益が生じない状況が多くなっている。このため、収益がほとんど見込まれないところに保育などの多額の経費をかけることは難しい状況となっている。

しかし、維持管理が必要な箇所を放っておくと将来の立木処分時に材価が下がり収益が損なわれるため、費用対効果を見通しての県営林事業の円滑な運営に苦慮している状況である。

県有林については、立木処分による造林収入はあまりない状況である。

県行造林については、満期に伴う契約の履行が困難なため、契約解除して地権者に立木を無償譲渡しているが、契約解除の交渉が円滑に進まないケースが多くなっている。また、地権者の死亡等により交渉が困難となるなどの事例も生じており、計画的に収入が見込める状況ではない。

今後、県有林の立木の成長に伴う木材売却や県行造林において契約満期に伴うある程度の収入増は期待できるが、大幅な収入増加は見込めない状況である。

職員費は、平成18年度までは6名分、平成19年度からは5名分（本庁1名及び地方機関4名の担当者分）の必要最小限の人員費が支弁されている。

新規の造林事業には着手せず、また保育も必要最小限にするなど事業費を抑えることで県債借入の抑制に努めている。これにより、新規借入以上に約定償還が進んでおり、県債残高は漸減傾向にあるが、一般会計からは毎年多額の繰入れを行っている。

県債の借入先は、地方公営企業等金融機構（旧公営企業金融公庫）であり、平成18年度の条件見直しに基づき高利の県債（年利3.5パーセント～5.0パーセント）を低利の県債（年利2.45パーセント）に借り換えている。

市場が低迷している中ではあるが、伐採や搬出の処分経費を引き下げるため、鳥取式作業道の開設に取り組むなどの工夫と努力が行われている。

イ 存続の必要性等について

県営林事業は、立木処分による造林収入により運営することとされているが、現状では材価の低迷などから、独立採算を確保するのは困難である。しかし、自然環境保全及び防災対策等の公益的な面からも、長期的な視点で県営林の適正な管理を行うことは必要であり、特別会計は存続すべきと思われる。

平成19年度の事業見直しにより、皆伐・再造林から択伐による針広混交林化への変更などの経営方針の重要な見直しが行われたが、県営林長期経営計画（平成18年度策定）に反映されていない。

[監査意見]

板井原県有林及び富沢県有林では、今後ある程度計画的に収入が見込まれるものであり、保育等の投資も必要と考えられる。皆伐・再造林から針広混交林化への変更などの経営方針の重要な見直しも行われているので、その見直しを県営林長期経営計画に反映させるなど、より効率的かつ計画的に森林管理を行われたい。

県行造林については、契約期間が50年と長く、死亡により契約の相手方が明確に把握されていない事例も見受けられる。満期になってから確認しては時機を失することもあるので、適宜に状況を把握するよう努められたい。

県営林事業が抱える様々な課題は、当時の国の林業政策に沿ったという事情があり、県の自助努力のみでこれを解決することは困難である。

については、他県と連携して、国等に対して県債の金利引き下げや償還期間の延長など、一層の林業支援策を講じるよう要望されたい。

(4) 県営境港水産施設事業特別会計について

特別会計の概要

- ・ 県営境港水産施設事業特別会計の設置目的は、「鳥取県営境港水産物地方卸売市場の事業の円滑な運

営及びその経理の適正を図ること。」とされている。

- ・ この事業は、昭和37年9月に境港市栄町に鳥取県営境港魚市場が開設されたことから始まり、特別会計は昭和39年3月に設置されている。

その後、鳥取県営境港魚市場は、昭和48年に鳥取県営境港水産物地方卸売市場（以下「卸売市場」という。）として境港市昭和町に移転し、荷揚げ上屋、仲卸店舗、水産加工汚水処理施設などの諸施設が整備されている。

- ・ 特別会計の収入の大半を占める卸売業務施設の使用料は、水揚金額の多寡により収入が左右され不安定な状況となっている。

平成14年度から平成17年度までは、漁獲不振のため水産物の卸売利用の使用料を減免していた状況であったが、平成18年度以降は、水揚量、水揚金額とも増加に転じたため、減免していない。

- ・ 境漁港は、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）でその利用範囲が全国的なものとされている第三種漁港に指定されている。近辺には良い漁場もあり、魚種が豊富であることが特徴である。
- ・ イワシの豊漁で水揚量が全国一であった平成5年頃と比較すると近年の水揚量は著しく落ちているが、水揚金額の全国順位は当時と同じ全国10位前後を保持している。しかし、諸経費の高騰もあり、卸売市場を取り巻く環境は厳しい状況にある。
- ・ 卸売市場の管理運営は、現在の卸売市場を利用している3社の共同出資で設立された新会社を指定管理者として、平成21年度から委託することとなっている。

[監査結果]

ア 事業の効率的運営について

県は、昭和37年の鳥取県営境港魚市場の開設から今日まで事業主体として関与してきており、全国でも屈指の漁業基地である境漁港及び魚市場等の施設整備とその管理運営を行い、地域の基幹産業である水産業の振興と地域の活性化を図っている。

魚市場の管理運営を県が行っているのは、山口県、長崎県及び本県の3県のみであるが、これまでに県が卸売市場の管理運営を直営で行ってきた役割は大きなものがあったと考えられる。

魚市場使用料収入のみで事業運営を行うことは難しく、例年は一般会計からの借入れを行っているが、平成19年度は水揚げが好調で借入れは行っていない。

水産事務所8名の正職員のうち5名及び非常勤職員（監視員）6名分の人件費は、特別会計で支弁されている。平成21年度からの卸売市場の指定管理者制度の導入に伴い、特別会計で支弁する人件費の削減も検討されている。

仲卸店舗の実態は、観光客等を対象とした小売施設の役割を果たしており、現在の入居者へ売却する方向で交渉が進められている。

イ 存続の必要性等について

本事業は、地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「地財法」という。）等に基づき、特別会計を設けて経理を行うこととする市場事業であり、特別会計で経理を行うものである。

事業の運営は、施設使用料等の収入だけでは不足するため、一般会計からの繰入金で事業が成り立っている。

本会計の収入の大半を占める卸売業務施設の使用料は、水産物の販売金額をもとに算定されるので、水揚金額の多寡により左右され収入は不安定である。このため、長期的な将来計画を立てることは困難となっている。

魚市場関係施設は、海に近接しており腐食等も激しいが、施設の補修については、長期的な計画は策定されておらず、必要に応じて対応している状況である。

[監査意見]

魚市場関係施設は、整備後長期間が経過しており、今後施設の修繕に多額の経費を要することから、計画的に施設修繕を行い、修繕費の節減に努める必要がある。

については、境港水産事務所においては、コスト削減を図り施設運営を効率的に行うために、施設の修

繕を行うための施設修繕計画の策定について検討されたい。

卸売市場の管理運営を指定管理者へ委託することにより、民間の活力を活かして卸売市場の管理運営が今以上に効率的かつ適切に行われるとともに、利用者にとって市場の利便性の向上が期待されている。

については、今後、制度導入の効果が十分発揮されるよう、指定管理者と緊密な連携を図られたい。

(5) 県立学校農業実習特別会計について

特別会計の概要

- ・ 県立学校農業実習特別会計の設置目的は、「県立学校における農業実習の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。」とされている。
- ・ 県立の農業学校で授業の一環として農業実習を行い、その過程で生産された農業生産物等の売払収入を財源として、農業実習に必要な経費（以下「農業実習経費」という。）に充当するため、昭和40年3月に県立学校の農業実習特別会計制度が創設されて今日に至っている。
- ・ この間、県立高等学校の再編という大きな動きがあり、総合学科や総合選択制の高等学校の農業科等での農業実習経費は一般会計で経理することとなり、平成13年度には農業実習経費を特別会計で経理していた高等学校は6校あったが、現在では、智頭農林高等学校と倉吉農業高等学校の2校のみとなっている。

両校は、独立採算で農業を目指す自立した農業経営者を養成する農業高校として位置付けられ、農業実習において効率化を図り、経営感覚を持った農業の担い手育成に努めている。

[監査結果]

ア 事業の効率的運営について

農産物の価格変動の影響を受けつつも、比較的安定した収入が確保されており、平成19年度末では約2,300万円の繰越金があり、厳しい経済環境の中でも独立採算制を確保すべく経営努力を行っている。

備品等の購入は、原則として特別会計で対応しているが、高額備品等については、国庫補助の「安全安心な学校づくり交付金」を利用して一般会計で対応している場合が多い。

独立採算制という面からみると、高額備品等のほかにも電気並びに水道の基本料金及び人件費は一般会計で支出されており、本来の独立採算とはなっていない。

農業生産物は、天候や気温などの自然環境や市場での価格変動により売上額が大きく変動することもあり、長期間にわたっての計画を策定することは困難である。

このため、学校ごとに作成される単年度の農業実習計画による収支計画に基づき、主管課である教育環境課において特別会計全体の収支計画を作成している。

イ 存続の必要性等について

智頭農林高等学校と倉吉農業高等学校は、独立採算で農業を目指す自立した農業経営者を養成する農業高校として位置付けられ、農業実習において効率化を図り、経営感覚を持った農業の担い手育成に資するために特別会計が設置されており、特別会計を存続する必要性はあると思われる。

[監査意見]

農業は、本県の基幹産業であるが、農業を取り巻く環境は、後継者問題をはじめとして厳しいものがある。その中で、農業の担い手を育成する教育を実践している智頭農林高等学校と倉吉農業高等学校の果たす役割は極めて大きいと思われる。

本特別会計は、高額備品や人件費などを一般会計から支出しており完全な独立採算制ではないが、今後の農業の担い手となる生徒たちの経営感覚を養っていくなどの面から、両校で農業実習経費について特別会計を設けて経理していくことの利点も多い。

については、現在の特別会計の仕組みの中で、経営感覚を持った農業の担い手育成のための教育効果について検証するとともに、引き続き独立採算の視点を活かした農業実習の運営に努められたい。

(6) 天神川流域下水道事業特別会計について

特別会計の概要

- ・ 天神川流域下水道事業特別会計の設置目的は、「天神川流域下水道事業の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。」とされている。
- ・ 天神川流域下水道の整備は、天神川や東郷池などの公共用水域の水質を保全し、住民の健康で快適な生活環境を向上するために行われているものであり、下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の2の規定により、根幹施設の幹線管渠及び天神浄化センター（以下「センター」という。）は県が整備し、幹線管渠に接続する管渠等と雨水排水施設は、天神川流域の倉吉市、湯梨浜町、三朝町及び北栄町の1市3町が整備している。
- ・ 昭和40年代前半に東郷池の水質汚濁が著しく進行したことから、将来の水産資源や観光資源の保全を考慮して、天神川流域下水道事業（以下「本事業」という。）は、昭和46年度から調査を開始し、昭和48年度に事業着手し、昭和59年1月から供用開始されている。
- ・ 本事業の計画の推移は、表2のとおりである。平成9年度には幹線管渠は全線整備されており、平成19年度末の天神川流域の下水道普及率は92.9パーセントと高い。
- ・ 下水道終末処理は、昭和57年に設立された財団法人鳥取県天神川流域下水道公社（以下「公社」という。）に委託して行われている。平成21年度からは、センターの管理及び運営は、公社を指定管理者として委託することとなっている。

表2 天神川流域下水道事業計画の推移

時 点 内 容	当 初 (昭和48年度から 平成27年度まで)	現 在 (平成11年度から 平成27年度まで)	将来計画 (平成21年度から 平成35年度まで)
処 理 区 域 面 積(ha)	2,282.3	2,674.1	2,732.1
処 理 区 域 人 口(人)	70,290	68,680	62,390
下 水 処 理 能 力 (m ³ /日)	160,000	100,000	40,000
計 画 策 定 等 の 時 点(年月)	昭和48年3月	平成11年6月	(平成20年度変更予定)

[監査結果]

ア 事業の効率的運営について

本事業は、国庫補助金及び市町負担金を主な財源として事業運営を行っているが、不足分については一般会計から繰入れを行っている。

人件費については、2名分の職員人件費を特別会計で支弁している。管理事業に係る1名分は市町負担金で、建設事業に係る1名分は国庫補助事業で支弁している。

建設事業費の減少に伴い、県債は、新規借入以上に約定償還が進み、県債残高は漸減傾向にある。また、平成19年度から平成21年度の3か年で、過去に5パーセントを超える高利で借入した県債の繰上償還を完了する予定である。

平成20年度までは県直営で事業を行っており、センターの管理運営は公社へ委託し、運転業務は民間事業者へ委託して事業を実施している。このため、現場において、当該事業者と公社がそれぞれ別々の契約に基づき業務を行っており、公社は当該事業者に対して指導責任はなく、現場に精通していない県では現場指導が徹底されないなどの不都合が生じている。

イ 存続の必要性等について

公共下水道事業は、地財法等に基づき特別会計を設けて経理を行い、独立採算制を原則として運営することとされているが、流域下水道事業も公共下水道事業と同様の事業運営を行っているものであり、特別会計で経理を行うものと考えられる。

下水処理量は、当面大幅な増加の見込みはない。下水道法第25条の3の規定に基づいて策定している天神川流域下水道事業計画については、実態に沿った見直しを行い、平成20年度中に国の変更認可を受ける予定である。計画の見直しは、事業を効率的に運営していく観点からも今後も適宜行われるべきである。

[監査意見]

平成21年度から、指定管理者制度を導入してセンターの管理運営全般を公社へ委託することによりセンターの現場業務における不都合が解消されることが期待される。

については、本事業が円滑かつ効率的に運営されるよう、指定管理者と緊密な連携を図られたい。

(7) 港湾整備事業特別会計について

特別会計の概要

- ・ 港湾整備事業特別会計の設置目的は、「港湾整備事業の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。」とされている。
- ・ 港湾整備事業特別会計は、公共事業の港湾整備事業により整備された岸壁等の基本施設に対応して、港湾の機能をより効率的に発揮させるために埠頭用地、上屋（倉庫）及び荷役機械等を整備して、その維持管理を行うために設けられたものである。
- ・ 本事業の対象となる港湾は、鳥取港と米子港の2港があり、その状況は以下のとおりである。

<鳥取港>

- ・ 上屋、野積場、荷役機械及び給水施設の維持管理を行う「港湾整備事業」並びに埋立造成地の鳥取港分譲地（千代地区及び西浜地区）の売却及び貸付を行う「臨海土地造成事業」が行われている。
- ・ 「港湾整備事業」では、昭和54年度から平成2年度にかけて千代地区の埠頭整備が行われ、昭和62年度に3号岸壁上屋、平成3年度に1号岸壁上屋が整備された。その後、港湾利用促進を図るため平成6年度に荷役機械を購入し、設置している。平成9年度から平成11年度にかけて、西浜地区の埠頭整備が行われた。

- ・ 鳥取港の取扱貨物量は、平成12年度には港湾計画の目標値160万トンを超える約173万トンの貨物を取扱ったが、その後の取扱貨物量は激減しており、5年前と比べても4割近くまで減少している。しかし、ここ4年間では、目標値を下回っているものの40万トン超の安定した取扱貨物量を確保している。

貨物の取り扱い、砂利、砂、石材及びセメントなどが主なものであるが、公共工事の大幅な減少などから近年の取扱量は激減している。

外貿については、平成19年は凍結防止材の輸入のみであり、今後も輸出入ともに大幅な増加が見込まれる貨物はない。

- ・ 「臨海土地造成事業」では、公有水面の埋立により千代地区及び西浜地区の土地造成が行われた。千代地区の港湾関連用地については、昭和61年4月に造成を完了し、昭和62年度から土地分譲募集が開始されている。西浜地区については、平成9年5月に造成が完了し、平成12年度から土地分譲募集が開始されている。

近年、景気の悪化等により分譲が進まなくなったため、平成20年4月に近隣地の実勢価格に対応した分譲単価の引き下げを行うとともに、分割納入及び長期貸付も可能とする事業用定期借地制度を導入するなどの見直しを行い、分譲を進めているところである。

<米子港>

- ・ 昭和50年代半ばに野積場の舗装を行い、その維持管理が行われている。
- ・ 米子港の移入取扱は、砂利、石灰石等であるが、近隣には重要港湾境港もあり、また背後地には工業団地等もないため、取扱量は毎年7～10万トン程度で推移している。

主要取扱貨物の砂の移入量が落ち込むなど取扱貨物量は減少しており、新たな貨物の取扱いの目処も立っていない。

[監査結果]

ア 事業の効率的運営について

近年は、管理事業費は使用料収入等のみで運営されており、一般会計からの繰入れは、県債の償還に充てる財源となっている。

大型の設備投資が終了して、県債借入残高も年々順調に減少しており、県債の償還期限は最長のものでも平成31年3月で、今後10年程度で償還は全て完了する。

(ア) 鳥取港港湾整備事業について

荷役機械は、中国砂の輸入禁止に伴う取扱量の激減や船舶自体に高性能のクレーンを装着した船舶の入港などもあり、ほとんど稼働していない。

上屋の利用は、融雪剤とカーペット類がほとんどで、冬場は多く夏場は少ない。取扱量の増減から収入は年度により増減する。

外海に近い1号野積場は、平成16年度から「海上における人命の安全のための国際条約」(SOLAS条約)に基づく外国船対応用とされたため利用率が低下した。

未舗装の野積場は、使用料も安く工事用資材の仮置き場などの利用により利用率も高い。舗装の野積場は、岸壁から近くクレーンで荷下ろしして仮置きできる貨物等の利用が多いが、未舗装のエリアと比べると利用率は低い。

(イ) 鳥取港臨海土地造成事業について

平成20年4月の分譲単価の引き下げや分割納入等の制度導入により、契約手続中のものも含めて、千代地区では7件約1.1ha、西浜地区では3件約0.2haの分譲等が平成20年中に行われた。その結果、平成20年末時点での用地の分譲等の状況は、千代地区は64パーセント、西浜地区は58パーセントとなっている。

(ウ) 米子港港湾整備事業について

野積場は、主要取扱貨物の砂利や砂が公共事業の減少などにより利用は少なく、利用面積も年度によりばらつきが生じている。

このような中、平成20年度に西部総合事務所が米子港再生プロジェクトを立ち上げ、平成20年10月に米子港の活用・活性化のための米子港再生基本構想が策定されたところである。

イ 存続の必要性等について

本事業は、地財法等に基づき、特別会計を設けて経理を行うこととする港湾整備事業であり、特別会計で経理を行うものである。

港湾法第3条の3の規定に基づき鳥取港の港湾計画は策定されているが、計画の取扱貨物量は、現状とはかなりの乖離がある。

中国横断自動車道姫路鳥取線(以下「姫鳥線」という。)の開通を契機として、鳥取港の新たな利用促進を図るため、鳥取港振興会と連携して関西方面等をターゲットに積極的なポートセールスを展開しているところである。

[監査意見]

< 鳥取港 >

港湾施設使用料の収入が増加するよう関係者が努力されているところであるが、取扱貨物量の増加もなく、成果はあまり上がっていない状況である。

さらに、公共事業の大幅な減少や昨今の経済不況の影響もあり、鳥取港の利用促進については、厳しい状況であると言える。

については、鳥取市や鳥取港振興会等と連携して、姫鳥線の開通をにらみポートセールスを行うなど、引き続き鳥取港の利用促進を図られたい。

< 米子港 >

現在、米子港再生プロジェクトにより米子港再生のための取組が行われているところであるが、この取組は多くの関係者と幅広く連携して行うことが効果的である。

については、地元米子市及び民間事業者等との連携を強め、米子港再生基本構想の具体化に向けての取組を進め、米子港の活用・活性化を図られたい。